

千葉市からの事務連絡事項

【幼保支援課・幼保運営課】

担当

1 物価高騰に伴う対策（令和5年度 千葉市保育所等物価高騰支援事業費補助金）について

幼保支援課
[制度推進班]
幼保運営課
[助成第1班]
[助成第2班]

令和5年度予算説明会にて、令和4年度に引き続き給食費等の物価上昇相当分にかかる補助を行う旨をご説明したところですが、事業者負担の軽減を図り、保育の質を維持できるよう、**光熱費相当分についても併せて補助を行うこととしました**ので、お知らせします。

今後、補助金交付申請の案内を別途差し上げますので、予めご承知おきください。

<対象>

全園

【幼保運営課】

担当

2 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について

幼保運営課
[助成第1班]
[助成第2班]
043-245-5735

【資料なし】

常勤保育士及び短時間保育士の定義に係る令和5年度における給付費及び補助金の取り扱いについて、給付費の運用については、令和5年7月から、定義変更に基づく基準とする旨を通知させていただいております。

補助金に関しましては、引き続き取り扱いについて検討中ですが、ご案内まで一定期間を要することが見込まれますので、ご留意いただけますと幸いです。

<取り扱い>

【給付費】：令和5年7月から新定義で運用

【補助金】：検討中

<対象>

【給付費】：保育園、認定こども園、幼稚園

小規模保育事業所、事業所内保育事業所

【補助金】：保育園、認定こども園

<新定義（再掲）>

変更前

各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間以上の者

変更後

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

3 令和5年度におけるコロナに係る補助金に係る事前連絡について 【資料なし】

[助成第1班]
TEL:043-245-5729

例年は6月頃に交付申請のご案内をしておりましたが、国の制度変更等を踏まえ、今年度に関しては、概ね10月頃に交付申請のご案内を予定しておりますので、事前の御連絡となります。

国からの情報を踏まえ、確定次第、適時お知らせいたします。

<FAQポイント(再掲)> ※一部本市から国に電話確認した内容を含む。

- ・主に人件費が補助対象

感染者や濃厚接触者が発生した後の、事後的に必要な人件費(割増賃金・手当)や、消毒・清掃費用(委託含む)が補助対象

- ・物品は基本的に補助対象外

補助対象となる物品は、感染者や濃厚接触者が発生した後の、事後的に必要な消毒液等に限定

<対象(再掲)>

保育園、認定こども園(幼稚園型を除く)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設